

見積り等に関する注意点

本工事は、国土交通省の令和5年度既存建築物省エネ化推進事業の交付を受けて行う。また、原則として施設を使用しながらの施工となる。そのため、見積り等を作成する際は以下の点に注意すること。

1 工事期間

工事期間の予定は、令和5年10月中旬～令和6年1月下旬とする。

2 作業可能時間

浴室及び厨房は、以下の時間に作業を行うこと。なお、詳細は別途打合せとする。

浴室：16時以降

厨房：19時30分以降

3 省エネ性能等の基準値

導入機器の選定及び断熱改修範囲の検討にあたっては、以下の基準を満たすこと。

(1) 空調設備、照明設備

- 導入機器一覧（別添1、別添2、別添3）に、導入機器の型番、能力や消費電力を入力し、以下の省エネ量を上回ることを確認すること。
空調設備全体で35,971kWh以上の省エネ量
空調+照明を合わせて67,954kWh以上の省エネ量
- 照明機器は、原則器具ごとの更新とすること。ただし、器具ごとの更新が難しい照明機器については、その照明を除いた照明機器で、規定された省エネ量を確保できれば、器具の再利用を可とする。

(2) 天井断熱

- 天井面の断熱改修面積は、1,389.7m²以上とすること。

4 工事費見積り

- 工事費見積りの様式は任意とする。
- 本工事は、国の補助事業の交付を受けて行うものであり、工事費は補助金執行団体による金額の妥当性確認がある。
そのため、工事費見積りは積算実務マニュアル等による確認ができるよう、各項目は一式表記せず、単価や数量がわかるかたちで記載すること。

- ・ 工事費見積りの不備により失格になることはないが、補助事業の仕様を満たさない場合、修正を依頼することがある。

5 工事写真台帳

- ・ 本工事で導入する空調設備、照明設備及び断熱改修について工事写真を作成すること。ただし、以下のケースでは工事写真を省略できる。
同じフロアで同一型番の照明器具
同じ系統で同一型番の空調室内機
- ・ 撮影する工事写真は、施工前、施工中、施工後、既存機器銘板、新設機器銘板、材料検収（検収日の型番ごと）、機器撤去状況（撤去品の積込状況、積み終えた状態）、その他当組合が要求する写真とする。
- ・ 施工前、施工中、施工後の写真はすべて同じアングルで撮影し、撮影番号と撮影方向を示した矢視図を添付すること。
- ・ 写真の画面の中には必ず「工事写真ボード」を入れて撮影すること。
- ・ 工事写真の撮り方・整理の仕方は、工事開始前、決定事業者の説明する。